

「社会思想史学会」セッション事後報告

セッション名：ヒュームとスミス（スコットランド啓蒙思想研究）

世話人：篠原 久（関西学院大学）

報告者（1）：篠原 久（関西学院大学）

「アダム・スミス思想体系における『法学講義』をめぐって」

報告者（2）：前田俊文（久留米大学）

「大陸自然法学のグラズゴウ大学への導入をめぐって

——グロティウス、プーフェンドルフ、カーマイクル、ハチスン——」

討論者：只腰親和（横浜市立大学）

【セッション趣旨】

1981年に発足した私的な研究会「ヒュームとスミスの会」が母体のセッション「ヒュームとスミス」は、「デイヴィッド・ヒュームとアダム・スミスを中心としたスコットランド啓蒙の（継承・影響関係をも含む）多面的研究」をテーマとするもので、社会思想史学会では、これまで「プーフェンドルフの政治思想」、「ヒュームの政治学」、「スミスの法学講義（LJB）」、「ジェイムズ・ステュアートとスコットランド」、「デフォーと合邦」、「貿易の嫉妬」、「ヒュームの経済思想」、「啓蒙と社会」などが主要論題としてとりあげられてきた。

今回のセッションでは、アダム・スミスのグラズゴウ大学「最終通年講義」（1762年度・道徳哲学講義）の法学部門（LJA）の翻訳が『アダム・スミス 法学講義 1762～1763』（水田洋・篠原久・只腰親和・前田俊文訳、名古屋大学出版会、2012年）として刊行されたことに鑑み、グラズゴウ大学で翌年に行われた「最終講義」としてのLJB（水田洋訳『法学講義』岩波書店、2005年）の内容を念頭に置きつつ、篠原がスミス思想体系における『法学講義』の位置づけを探り、前田が「グラズゴウ大学への大陸自然法学の導入問題」に伴う諸問題を提起し、只腰が全体の司会を兼ねつつ討論者の役割を果たすことになった。

【報告内容1・篠原報告】

アダム・スミス「エディンバラ公開講義」（1748～51年の三冬季）は、「修辞学・文学講義」、「哲学史」、および「法学（＝方哲学）」の順に行われたのであろう、ということはタイトラー、リチャードスンとアーサー、およびキャランダーの証言によって確認されているが、この三つのテーマがほぼそのままスミスの「グラズゴウ大学講義」（午前の「道徳哲学」と正午からのプライベートクラスとしての「哲学史」もしくは「修辞学」）に引き継がれていくことになる。1762年度の「法学講義」（LJA）は12月24日から3月24日の3ヶ月間に「正義 Justice」論の講義が行われ、3月25日からは「生活行政 Police」の部分に入り、ノートは4月13日で中断している。LJBの内容から推測してそのあと5月末まで、「生活行政」の残り、「公収入」、「軍備」、および「国際法」が取り扱われたのであろう。

以上は、ほぼルーティーン的な毎年のスケジュールであるが、1763年度のスミスは、64年頭（1月初旬）の最終講義日に授業料を学生に返還したあと、残りの講義をトマス・ヤングに委ねてフランスに旅立った。この「法学最終講義」では、自然法学の系譜に言及した新たな「序文」が付加されているのが特徴である。

「道徳哲学講義」冒頭部門の「自然神学」では、「天文学史」序文の「哲学の起源」と、「自然学史」末尾の古代の三大「神学」（「プラトンの世界靈魂」論、「アリストテレスの第一原因」論、および「ストア学派のエーテル性の大火」論）が（おそらく）展開され、「法が秩序と安全を確立し、生計の不安がなくなると」、「自然の連結原理」への探求が始まるという点が強調されたのであろう。第二部門の「倫理学」では、法学部門での「侵害の防止」という観点との関連で、「善を施せ」（他人を愛せよ）という「肯定命令」よりも、「不正をするな」（自分を愛しすぎるな）という「否定命令」が重視され、「修辞学」講義での「不安な感覚の優位的な影響」への言及と呼応することになる。

第三部門としての「法学」、とりわけLJAにおいては、この部門の主題が「完全権」に限定されるべきだという新たな観点が打ち出される。しかしながらこの点は、スミスの後任者のリードによって批判され、「慈愛や慈悲心のような、不完全権に対応する諸義務」をも含む伝統的な自然法学の体系が重視されることになる。LJBにおいて、私法→家族法→公法（市民法→国際法）というLJAでの講義順序が、公法→家族法→私法という順に変更されたのは、「自然状態」の措定に由来する「社会契約説」に代わる（それを否定する）「忠誠の原理」（権威と功利）を鮮明にしたいという理由があったのではないかと考えられる。以上の公法学の序論部分のあと、「人類史の四段階」に基づいて、統治の起源と経過論が展開され、「哲学史」での「起源論」の場合と同様に、文明発祥の場としての「ギリシャの事例」がとりあげられ、その後、奢侈の導入に由来する「軍事問題」（武勇の減退）が、文明の崩壊に導くというスミスの観点（西ローマ崩壊の場合も同様）が強調される。この図式はヨーロッパ「封建制度」の崩壊にも適用されるが、そのあと登場した「専制君主制」のもとで、いち早く「自由の体系」が生み出された「イングランドの事例」が指摘されている。最後の第四部門においてスミスは、「正義の諸原理にではなく便宜の諸原理に基づいて、一国の富と力と繁栄を増大しようともくろむ政治的諸規制を検討した」とされているが、この場合の（ミラーによって使用されている）「便宜」という言葉は、弊害面を伴う否定的な意味に、すなわち「富と力と繁栄を像体しようともくろまれた（悪しき）諸規制」と理解されるべきであろう。「エディンバラ公開講義」にみられる不変の主題（富裕を促進する「平和と軽い税と正義の寛大な執行」）との関連がそこに見いだされるからである。

【報告内容2・前田報告】

近代スコットランド法の法源はコモン・ローとローマ法であったと言われている。独自の法体系をもたなかったスコットランドにおいて、コモン・ローが適用できない事例についてはエクイティ（衡平法）としてのローマ法に依拠することが多かったからである。ロ

ローマ法を普遍法学へと改編・整理し、理性に基づく自然法学へと仕上げたのがグロティウスとプーフェンドルフであった。彼らの自然法学はヨーロッパの諸大学で教科書として読まれ、17・18世紀の啓蒙思想に多大な影響をあたえた。

スコットランドはもともと大陸とのつながりが深かったが、17世紀後半から18世紀半ばまで多くの法学研究者がオランダの諸大学に留学して、グロティウスとプーフェンドルフの自然法学を学んだことが確認されている。グラズゴウ大学ではカーマイクルとラウドンによってプーフェンドルフの自然法学が導入され、ハチスンがカーマイクルのよって注釈と補遺が付されたプーフェンドルフの『義務論』を高く評価していた。カーマイクルは、プーフェンドルフが自然法と（啓示）神学を分離させ、自然法が人間の外的行為だけを対象とすることに不満を感じ、自然神学によって自然法を基礎づけようとしていたのだが、ハチスンはこの方向を継承して、倫理学の部分を大幅に拡充した自然法学を展開したのである。さらに彼らは、自然法学の内容に「履行を強制することができる権利」、すなわち完全権だけでなく、仁愛などの不完全権も含めようとした。こういうグラズゴウの伝統に対して、アダム・スミスは「道徳哲学の二つの有用な部分」としての倫理学と法学を峻別し、法学の対象から不完全権を除外したあらたな法学 (Jurisprudence) の樹立を構想した。彼は正義や法の内容は、歴史的背景や状況によって決まり、理性ではなく「中立的な観察者」の同感に基づく「状況に応じた適宜性」を反映しているものだとみなし、「法と統治の一般的諸原理とそれがさまざまな時代においてなされてきた変革」を描こうとしたのである。しかしながら、同感の作用に基づいて「状況に応じた適宜性」を追究するというスミスの方法は、所有権、時効、契約、怠慢 (delinquency) などには実際に適用されているが、法学全体にわたって一貫して追及されているわけではない。スミス自身、この方法には限界があると考えていたのかもしれない。

スミスが LJB の「序文」でグロティウスを高く評価した理由については、後者が自然の第一原理として「自己保存」を強調した点が指摘されねばならないであろう。グロティウスは人間の社会的本性を主張した自然法学者として紹介されることが多いが、実際には人間の自己保存を肯定する主張を保持していたのである。

【討論内容】

予定討論者の只腰氏から篠原報告に対して、スミスがハチスンまでのグラズゴウの伝統に反旗を翻した点と、ハチスンのモラルセンス的枠組みのスミスへの影響との関係について問いただされたが、スミスはむしろモラルセンス批判の観点を貫いたように思われるとの応答がなされた。フロアからは佐々木武氏が前田報告に対して、「《ローマ法》というものがそもそも存在するのか」という質問がなされ、《ローマ法》の定義をめぐる質問者と応答者のあいだで種々の論点が提示された。生越利昭氏からは前田報告に対して、報告者はスミスの「同感にもとづく法学」が「破綻した」と考えているようだが、その解釈の根拠を問いたいとの質問がなされ、「同感」の実効性についての議論のやりとりがあった。

星野彰男氏からは、「同感法学の破綻」の問題よりも、法学講義ポリース論にみられる経済学的議論が『国富論』でどの程度されているのかという点のほうが重要ではないかというコメントが提示された。田中秀夫氏からは総括的なコメントして、スミスの愛弟子のジョン・ミラーがグラスゴウ大学での市民法教授として「ヨーロッパの法と統治の歴史」を展開しているのであるから、今後の重要な課題としては、スミス法学とミラー法学の比較研究という問題があるのではないか、との感想が提示された。

【参加者数】

約40名

(文責 篠原 久)